職員の給与の支給に関する規定

就業規則（2025年8月改訂）　第33条・第34条・第35条・第36条・第37条・第38条・第39条・第40条・第41条・第42条・第43条・第44条・第45条・第46条に記載があります。

就　業　規　則

（2025 年 8 月）

特定非営利活動法人　難民を助ける会

就　業　規　則

特定非営利活動法人　難民を助ける会（以下、「会」もしくは「当会」という）の活動に携わる者は、ボランティア精神をもったプロフェッショナルとして、特定の政治、宗教、思想に偏することなく、世界各地の難民等の自活・自立のために必要な救援・支援その他の国際協力活動を行う。人類の共存・共栄の理念を普及し、我が国の国際的地位の向上に資するべく各自が最大限の努力を払い、人間としての崇高なる誇りを持ち活動していくものとする。

（目的）

第１条　この就業規則（以下「規則」という。）は、当会の職員の労働条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2　アルバイト職員の就業に関する事項については、「アルバイト職員就業規則」に定める。

3　嘱託職員の就業に関する事項については、「嘱託職員就業規則」に定める。

4　第２項及び第３項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

（規則の遵守）

第２条　会及び職員は、ともにこの規則を守り、相互に協力して業務の運営に当たらなければならない。

（秘密保持）

第３条　職員は、会の業務ならびに職員の身上に関し、その職務上知り得た事項については、 在職中はもちろん退職後も、みだりに公表してはならない。

（服務規律）

第４条　職員は、会の指示・命令を守り、職務上の責任を自覚し、誠実に職務を遂行するとともに、職場の秩序の維持に務めなければならない。

（服務遵守事項）

第５条　職員は次の事項を守らなければならない。

(1) 許可無く職務以外の目的で会の施設、物品等を使用しないこと。

(2) 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、もしくは贈与を受けるなど不正な行為を行わないこと。

(3) 会の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。

(4) 会及び関係先の情報、機密を漏らさないこと。

(5) 許可無く他の会社・団体等の報酬を伴う業務に従事しないこと。

(6) 職務上の地位や人間関係などにおける職場内の優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、あるいは職務とは関係無い事項に関して、他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）及び受益者をはじめ会に関係する全ての人に精神的・身体的苦痛を与え、就業環境の悪化や雇用に関する不安を発生させるような行為をしないこと。

(7) 性的な言動によって、他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）及び受益者をはじめ会に関係する全ての人に苦痛や不快感を与えたり、就業環境を害したりする行為をしないこと。
(8) 妊娠・出産や育児・介護等に関する制度等の利用に関して就労環境を害する言動をとること及び妊娠・出産等に関して他の職員（アルバイトやインターン、ボランティアを含む）や受益者をはじめ会に関係する全ての人に苦痛や不快感を与える言動をとらないこと。解雇や不利益な取扱いを示唆する行為も含まれる。
(9) 前 6 号から 8 号に規定するもののほか、あらゆるハラスメントや、性的指向や性自認、性別や婚姻状況、宗教、信仰、年齢、障がい、民族、出身地などの特徴をもとにした差別的発言をしてはならない。また、職員が上記のようなハラスメント行為に抗議や拒否等を行ったことや通報したこと、調査に協力したことに対し、不当な人事考課や配置転換等の不利益を与える行為やそれを示唆する言動をしてはならない。
(10) 個人情報保護法ならびに個人情報保護規程を遵守すること。
(11) 会が別途定めている「行動基準」を遵守すること。
(12) その他酒気をおびて就業するなど、職員としてふさわしくない行為をしないこと。

（契約期間）
第６条　職員の雇用契約の期間は原則として 1 年間とする。契約期間満了後は会・職員双方の合意の下に、契約を更新する。更新期間は原則として 1 年間とする。
2　当会との雇用契約が通算して 3 年を超える職員は、当会に申込みをすることにより、現在締結している有期労働契約の契約期間の末日の翌日から、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）での雇用に転換することができる。
3　前項の通算契約期間は、労働契約法第 18 条に基づき平成 25 年 4 月 1 日以降に開始する有期労働契約の契約期間を通算するものとする。
4　この規則に定める労働条件は、第 1 項の規定により無期労働契約での雇用に転換した後も引き続き適用する。

（採用手続き及び提出書類）
第７条　会は、就職希望者のうちから書類選考・面接を経て職員を採用する。職員に採用された者は、会が指定する書類を勤務開始日から 2 週間以内に提出しなければならない。

（採用内定取り消し）
第８条　採用内定の通知を受けた者又はこれを承諾した者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、採用内定を取り消すことがある。
(1) 医師による診断の結果、心身の傷病により業務に耐えないと認められたとき。
(2) 履歴書に虚偽の記載があったとき、もしくは面接時の発言に虚偽の内容があったとき、その他不正な方法を用いて採用されたとき。
(3) 犯罪行為又はそれに類する非行を犯し、あるいは当会の職員として不適格ないし品位を害する事由を生ぜしめたとき。
(4) 反社会的勢力に所属し、もしくは関係しているとき。
(5) 会の財務状況が急激に悪化したとき等、採用を取り消すべき組織運営上の理由があったとき。

(6) その他、前各号に準ずるやむを得ない事情のあるとき。

（試用期間）

第９条　新たに採用した者については、採用の日から３ヵ月間を試用期間とする。ただし、会が適当と認めるときは、この期間を短縮することができる。

２　試用期間中の者について、健康状態・出勤状態・勤務状態・成績等を総合的に判断して本採用の有無を決定する。

３　試用期間中に職員として不適格と認められた者は、解雇することがある。

４　試用期間中の者が私傷病等の理由で欠勤した場合等、本採用の有無の決定をすることが適当でないと会が判断した場合、入社日から最長６ヵ月の範囲内で試用期間を延長することがある。

５　試用期間は、勤続年数に通算する。

（労働条件の明示）

第10条　会は、職員との雇用契約の締結に際しては、採用時の賃金、就業場所、従事する業務、労働時間、休日、その他の労働条件を明らかにする為に労働条件通知書を交付して、労働条件を明示するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第11条　当会及び労務管理の事業委託先は、前項により取得した職員本人及びその扶養家族の個人情報は、以下の目的で利用する。

(1) 法人内における人員配置及び賃金その他処遇決定のため。

(2) 人事労務管理（年金、労働保険、租税等）を行うため。

(3) 関係諸規程に基づく福利厚生の提供のため。

(4) 健康管理のため。

(5) 緊急時の連絡のため。

(6) 前各号のほか、法人の人事政策及び雇用管理の目的を達成するために必要な事項。

（人事異動）

第12条　会は、業務上必要がある場合は、職員の就業場所又は従事する業務の変更を命じることがある。また、会に籍を置いたまま他機関に出向を命じることがある。

（就労時間）

第13条　就労時間は、1週間については40時間、1日については8時間の範囲で下記のとおりとし、個別の雇用契約書で定める。

(1) 週５日、１日８時間勤務（週40時間）

(2) 週５日、１日７時間勤務（週35時間）

(3) 週５日、１日６時間勤務（週30時間）

(4) 週４日、１日８時間勤務（週32時間）

２　前項第１号における、原則とする始業、終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ又は繰り下げることがある。

始業・終業時間

始業　　午前10時00分
終業　　午後7時00分

3　前項の規定にかかわらず、会は、職員に対し、職員の過半数を代表する者と、労働基準法第32条の3に基づき、次の事項を定めた労使協定を締結して、その職員に係る始業及び終業の時刻をその職員の決定にゆだねる。
(1) 対象となる職員の範囲
(2) 清算期間
(3) 清算期間における総労働時間
(4) 標準となる1日の労働時間
(5) コアタイムを定める場合には、その開始・終了時刻
(6) フレキシブルタイムを定める場合には、その開始・終了時刻

4　前項の場合、締結した労使協定を就業規則に添付して就業規則の一部とし、就業規則に定めのない場合は、当該協定の定める内容によるものとする。

5　休憩時間は、労働時間の途中の1時間とする。

（休日）

第14条　休日は次のとおりとする。
(1) 土曜日及び日曜日
(2) 国民の祝日（日曜日と重なったときは翌日）
(3) 年末年始休日（原則として12月29日から翌年1月4日まで）
(4) 会が指定する日

2　業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ前項の休日を同一賃金計算期間内の他の日と振り替えることがある。

3　週は日曜日に始まり土曜日に終わるものとする。法定休日は日曜日とする。ただし、会は、業務上の必要に応じて同一週の他の日を法定休日として振り替えることができる。

（時間外及び休日労働）

第15条　業務の都合により、第13条の所定労働時間を超え、又は前条の所定休日に労働させることがある。この場合において、法定の労働時間を超える労働又は法定の休日における労働については、あらかじめ会は職員代表と書名による協定を締結し、これを所轄の労働基準監督署長に届け出るものとする。

2　会は、妊娠中又は産後1年未満の職員から請求があった場合、時間外、休日労働又は深夜（午後10時から午前5時まで）の労働に従事させない。

3　災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、又は事後の届出により時間外勤務をさせることができる。ただし、この場合であっても、請求のあった妊産婦については、所定労働時間外労働又は休日労働に従事させない。

4　会は満18歳未満の者については、前各項の規定にかかわらず、法定の労働時間を超える勤務及び休日勤務を命じることはない。

5　会は、前項に規定する者については、午後10時より午前5時までの深夜に勤務を命じることはない。

（就業場所）

第16条　職員は所定の就業場所に出勤し勤務することを基本とする。

2　業務に影響が出ない範囲で、自宅で勤務することができるが、緊急時の対応など業務上の都合により、会は出勤を命じることがある。

3　在宅勤務の労働条件及び手続については「在宅勤務規程」の定めるところに従う。

（年次有給休暇等）

第17条　各年次ごとに所定労働日の 8 割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。

勤続年数	3ヵ月	1年3ヵ月	2年3ヵ月	3年3ヵ月	4年3ヵ月	5年3ヵ月	6年3ヵ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

2　第1項の規定にかかわらず、2018年4月1日以降に入職した職員については、各年次ごとに所定労働日の 8 割以上出勤した職員に対しては、次のとおり勤続年数に応じた日数の年次有給休暇を付与する。この場合において、初年度については付与すべき年次有給休暇のうち5日間を勤務開始日に所定の要件を充足したものとみなして付与する。

勤続年数	3ヵ月	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日（勤務開始日に5日）	11日	12日	14日	16日	18日	20日

3　職員は、欠務期間が暦日9日間を超える有給休暇を取得しようとする場合は、指定しようとする休暇の初日の1ヵ月前までに上長に対して休暇取得の申し出を行い、上長との間で調整を行わなければならない。職員が調整を経ずに休暇届を提出したときは、当該休暇届に係る有給休暇の取得を認めない場合がある。

4　当該年度に与えた年次有給休暇の全部又は一部を使用しなかった場合には、付与日から2年以内に限り繰り越して使用することができる。未使用の年次有給休暇は付与日から2年経過した日に消滅するものとする。

5　前項について、繰り越された年次有給休暇とその後付与された年次有給休暇のいずれも取得できる場合には、繰り越された年次有給休暇から取得させることとする。

6　職員は、第1項及び第2項の年次有給休暇の付与日から1年間に年次有給休暇を少なくとも5日間取得しなければならない。ただし、1年間の年次有給休暇付与日数が10日間未満の職員はこの限りではない。

7　前項で定めた有給休暇の取得を確実にするため、会は、職員の年次有給休暇の取得状況に応じて年次有給休暇取得希望を聴取し取得日の指定を行うことがある。

（年次有給休暇の時間単位での付与 ）

第18条　職員の過半数を代表する者との労使協定に基づき、前条の年次有給休暇の日数のうち、１年について５日を限度として次により時間単位の年次有給休暇（以下「時間単位年休」という。）を付与する。

２　時間単位年休付与の対象者は、日本国内の事務所に勤務する全ての職員とする。

３　時間単位年休を取得する場合の、１日の年次有給休暇に相当する時間数は、以下のとおりとする。

(1) 所定労働時間が５時間の職員　　５時間

(2) 所定労働時間が５時間を超え６時間以下の職員　　６時間

(3) 所定労働時間が６時間を超え７時間以下の職員　　７時間

(4) 所定労働時間が７時間を超え８時間以下の職員　　８時間

４　時間単位年休は１時間単位で付与する。

５　フレックスタイム制で勤務する職員の時間単位年休は、コアタイムとして設定された時間を含まなければならない。

６　日本国内の事務所に勤務する職員が海外駐在員として異動する場合の残余の時間単位の有給休暇の取扱いについては次のとおりとする。

(1) 残余時間が１時間以上４時間以下の場合　　半日の有給休暇と読み替える。

(2) 残余時間が５時間以上の場合　　１日の有給休暇と読み替える。

７　本条の時間単位年休に支払われる賃金額は、所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金の１時間当たりの額に、取得した時間単位年休の時間数を乗じた額とする。

８　上記以外の事項については、前条の年次有給休暇と同様とする。

（赴任準備休暇）

第19条　海外事務所赴任の内示を受けた職員、又は「日本国内赴任に関する規定」で定める日本国内赴任の条件を満たす職員は、２日間の赴任準備休暇を取得することができる。

２　赴任準備休暇は有給とする。

（リフレッシュ休暇）

第20条　給与テーブルに定める海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員は、同地域での勤務期間が２ヵ月を経過するごとに、４日間のリフレッシュ休暇を申請により取得することができる。

２　リフレッシュ休暇は有給とする。

３　リフレッシュ休暇と年次有給休暇及び振替休日は、これらを併せて取得することができる。ただし、休暇と休日を合わせた期間が10日間を超えない場合に限る。

４　海外のハードシップカテゴリーE又はDの地域に出張する職員が、リフレッシュ休暇を取得する場合、海外駐在員実務要項の規定に準じてリフレッシュ休暇交通費補助及びリフレッシュ休暇定額手当を支給する。

（緊急支援リフレッシュ休暇）

第21条　緊急支援事業に従事する職員は、「緊急支援リフレッシュ休暇取得規程」の定めるところにより、緊急支援リフレッシュ休暇を取得することができる。

（慶弔休暇）

第22条　職員は、以下の事由の場合、慶弔休暇を取得することができる。

(1) 本人が結婚したとき　　休日を含め1週間の連続休暇

(2) 妻が出産したとき　　2日間の休暇

(3) 配偶者、一親等親族が死亡したとき　　休日を含め10日間の連続休暇

(4) 二親等親族が死亡したとき　　3日間の休暇

(5) 三親等親族が死亡したとき　　1日間の休暇

2　前項第一号の休暇を取得する者は、有給休暇（振替休日を含む、以下同じ）を併せて取得することができる。ただし、慶弔休暇、有給休暇、休日の合計日数が12日間を超える場合はこの限りでない。

3　第一項第一号の休暇を結婚後直ちに取得しない場合においては、結婚時に休暇取得予定時期を申告しなければならない。

4　慶弔休暇の期間は通常の給与を支払う。

5　慶弔休暇を取得しようとする職員は、上長に対し取得事由に該当する具体的事情を説明しなければならない。上長は、休暇取得の必要性と妥当性が認められる範囲内で慶弔休暇の日数及び日程を承認する。

（傷病休暇）

第23条　職員が重度の負傷又は疾病により就業できなくなった場合、下記のとおり傷病休暇を取得することができる。（医師・医療機関による診断書を提出すること）

(1) 公傷病

① 傷病の原因が業務に直接関係あると認められる場合、公傷病休暇とする。ただし業務に関係ある傷病でも、職員の故意又は重大な過失が原因の場合は除く。

② 公傷病休暇は原則1ヵ月以内とする。1ヵ月を超えてなお療養が必要であると認められる場合には、さらに1ヵ月休暇を延長（事務局長の承認が必要）するか、又は傷病による休職とする。

③ 公傷病休暇期間中は、各種手当を含む給与全額を支給する。

(2) 私傷病

傷病の原因が業務に直接関係ない場合、別に定める「私傷病特別休暇・傷病休職規程」に準じる。

2　復職に際しては、主治医の診断書、職員の意欲を勘案して、労務提供が可能な状態であることを確認し、当会が復職可否の判断を行う。

3　復職に際して、会が指定する医師による診断を受けることを指示する場合がある。

（産前産後の休暇）

第24条　妊娠中の職員は、出産予定日の6週間前（多胎妊娠の場合は14週間前）から産前休暇を取得することができる。

2　出産した職員は、8週間産後休暇を取得することができる。ただし職員が希望する場合にはこの期間を6週間とし、医師が支障がないと認めた業務を行うことができる。

（母性健康管理のための休暇等）

第25条　妊娠中又は出産後1年未満の職員は、母子保健法に定める健康診査又は保健指導を受けるために、以下のとおり休暇を取得することができる。

(1) 産前の場合

妊娠23週まで　　4週に1回
妊娠24週から35週まで　　2週に1回
妊娠36週から出産まで　　1週に1回

ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という）がこれと異なる指示をしたときは、その指示により必要な頻度とする。

(2) 産後（1年以内）の場合　　医師等の指示により必要な頻度。

2　妊娠中又は出産後1年未満の職員は、勤務時間について保健指導又は健康診査に基づく医師等の指導を受けた場合、以下の措置を受けることができる。

(1) 妊娠中の通勤緩和

通勤時の混雑を避けるよう指導された場合は、原則として1時間の勤務時間短縮又は1時間以内の時差出勤

(2) 妊娠中の休憩の特例

休憩時間について指導された場合は、適宜休憩時間の延長、休憩の回数の増加

(3) 妊娠中又は出産後の諸症状に対応する措置

妊娠又は出産に関する諸症状の発生又は発生のおそれがあるとして指導された場合は、その指導事項を守ることができるようにするため作業の軽減、勤務時間の短縮、休業等

3　本条第1項に定める休暇は、いずれも無給とする。

（育児時間等）

第26条　1歳に満たない子を養育する女性職員から請求があったときは、休憩時間のほかに1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。

2　生理日の就業が著しく困難な女性職員から請求があったときは、必要な期間休暇を与える。

3　第1項の育児時間、第2項の休暇は、いずれも無給とする。

（育児休業等）

第27条　子を養育する職員は、「育児休業等に関する規程」の定めるところにより、育児休業、出生時育児休業、育児のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限ならびに育児短時間勤務をすることができる。

（子の看護等休暇）

第28条　「育児休業等に関する規程」の定めるところにより、子の看護等休暇を取得できる。

2　第1項に定める休暇は無給とする。

（介護休業等）

第29条　家族を介護する必要のある職員は、「介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、介護休業、介護のための所定外労働、時間外労働及び深夜業の制限ならびに介護短時間勤務をすることができる。

（介護休暇）

第30条　要介護状態にある家族の介護その他の世話をする職員は、当該家族が１人の場合は年間につき５日、２人以上の場合は１年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の１年間とは、４月１日から翌年３月31日までの期間とする。

２　介護休暇は、１時間単位又は半日単位（１日の所定労働時間の２分の１）で取得することができる。

３　第１項に定める休暇は無給とする。

（健康診断の受診）

第31条　職員は各年度内に１回、一般健康診断を受診しなければならない。健康診断の受診に必要な時間は勤務時間とみなす。

２　職員は前項の他に、会が必要と認めたときは、会の指定する医療機関による健康診断を受けなければならない。

３　会は前項の健康診断の結果により、業務の制限・転換・又はその他の保健措置を講ずることがある。

（長時間労働者に対する面接指導）

第32条　会は、職員の労働時間の状況を把握する。

２　休憩時間を除き１週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が、１ヵ月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる職員について、その者の申し出により医師による面接指導を行う。

３　前項の面接指導の結果必要と認めるときは、一定期間の就業禁止、労働時間の短縮、配置転換その他健康保持上必要な措置を命じることがある。

（賃金の構成）

第33条　賃金の構成は、次のとおりとする。

賃金　・基本給　；定額分・勤務地・年齢・勤務歴・役職・役職調整手当・ハードシップに応じて決定

・手当　　；通勤手当・扶養手当（又は海外駐在員扶養手当）・FR手当・緊急支援出張手当

・割増賃金；時間外労働割増賃金・法定休日労働割増賃金・　深夜労働割増賃金

（基本給）

第34条　基本給は、定額分のほか各職員の勤務地・年齢・勤務歴・役職・ハードシップに基づき決定する。金額は別に定める給与テーブルのとおりとする。

（通勤手当）

第35条　通勤手当は、月額30,000円までの範囲内において通勤に要する実費を支給する。ただし、経済的で合理的な経路として会が承認した費用に限る。

（扶養手当及び海外駐在員扶養手当）

第36条　扶養手当は、「扶養手当支給要領」の定めるところにより、扶養家族２人まで、１人当たり月額10,000円を支給する。海外駐在員に於いては、「任地における家族との同居についての規程」に定めるところにより、海外駐在員扶養手当を支給する。

（FR手当）

第37条　準認定ファンドレイザー又は認定ファンドレイザーの試験に合格した職員に対しては、「ファンドレイザー手当支給規程」の定めるところにより、FR手当を支給する。

（緊急支援出張手当）

第38条　自然災害や難民の大規模な流入等による突発的な緊急支援のために国内外に出張する場合、混乱した被災地等での過酷な環境下で勤務することを鑑み、緊急支援出張手当を支給する。ただし、発災から被害発生までに時間的余裕のある干ばつなどの場合や、難民支援、紛争系の支援の場合で時間的余裕をもって支援活動にあたれるものについては原則として支給しない。詳細は「国内出張規程」「海外出張規程」「海外駐在員実務要綱」に定めるものとする。

（割増賃金）

第39条　会の賃金は以下の年間所定労働日数を基に計算する。

年365日*－年間所定休日日数＝年間所定労働日数

*閏年は366

２　１ヵ月平均所定労働時間は、次の算式により計算する。

$$\frac{\text{年間所定労働日数} \times 1\text{日の所定労働時間}}{12}$$

（小数点以下四捨五入）

ただし、週40時間（週５日、１日８時間）勤務職員の給与計算上は給与計算の合理化のため、前項の計算結果が160時間を下回らない限りにおいて、１ヵ月の平均所定労働時間数を160時間として計算する。（下回る場合は上記の算式により計算された数値にて計算する。）

３　割増賃金は、次の計算により支給する。

(1) 時間外労働割増賃金

割増賃金は、次の計算により支給する。

① 時間外労働が１ヵ月60時間以下の部分

基本給÷1 ヵ月平均所定労働時間×1.25×（当該清算期間における総労働時間－（1日の所定労働時間×当該清算期間内の所定労働日数）

② 時間外労働が１ヵ月60時間を超える部分

基本給÷1 ヵ月平均所定労働時間×1.50×（当該清算期間における総労働時間－（1日の所定労働時間×当該清算期間内の所定労働日数）

(2) 法定休日労働割増賃金（法定休日に労働をさせた場合）

基本給÷1ヵ月平均所定労働時間×1.35×休日労働時間

(3) 深夜労働割増賃金（午後10時から午前５時までの間に労働させた場合）

基本給÷1ヵ月平均所定労働時間×0.25×深夜労働時間

（休暇等の賃金）

第40条　年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2　産前産後の休業期間、育児・介護法に基づく育児休業、出生時育児休業、介護休業の期間、育児時間、生理日の不就労日、子の看護等休暇及び介護休暇は無給とする。
3　休職期間中は、各種手当を含む賃金を支給しない。
4　無給扱いの休暇中は、基本給を支給しない。その控除額の計算方法は、第41条と同様とする。各種手当は控除対象外とする。

（欠勤等の扱い）
第41条　欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。その計算方法は以下のとおりとする。
基本給÷1ヵ月平均所定労働時間×欠務の合計時間数

（賃金の計算期間及び支払日）
第42条　賃金(割増賃金を含む)は、毎月末日に締め切り、翌月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たるときはその直前の平日に繰り上げて支払う。
2　欠務及び無給休暇分の賃金は毎月末日に締め切り、翌月25日に支払うべき賃金から控除する。
3　賃金計算期間の中途で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該賃金計算期間の所定労働日数に労働した時間数を基準に計算して支払う。
4　賃金計算期間の中途で賃金が変更された場合は、当該賃金計算期間の初日に賃金が変更されたものとみなして賃金を計算して支払う。

（賃金の支払いと控除）
第43条　賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。ただし、次に掲げるものは、賃金から控除する。
(1) 源泉所得税
(2) 住民税
(3) 健康保険及び厚生年金保険の保険料の被保険者負担分
(4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
(5) 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

（昇給）
第44条　昇給は、勤務開始後1年間を経過するごとに基本給について行うものとする。ただし、会の財務内容が著しく悪化その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。
2　前項のほか、特別に必要がある場合は、臨時に昇給を行うことがある。
3　昇給額は、職員の欠勤状況等を考慮して各人ごとに決定する。

（特別手当）
第45条　特別手当は、職員に対し会の業績等を勘案して、7月及び12月に支給することがある。手当の額は、職員の欠勤状況などを考慮して各人ごとに決定する。

（端数処理）

第46条　1時間当たりの賃金額及び割増賃金額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数を1円に切り上げる。

2　1日及び1ヵ月における賃金及び割増賃金の総額に1円未満の端数が生じた場合、前項と同様に処理する。

3　第41条に定める金額に1円未満の端数が生じた場合は、1円未満の端数を切り捨てる。

（宿泊場所のあっせん）

第47条　会は、職員に対し、「宿泊場所あっせん規程」の定めるところにより暫定的に利用する住居をあっせんする場合がある。

（当然退職）

第48条　職員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは退職とし、次の各号に定める事由に応じて、それぞれ定められた日を退職の日とする。

(1) 労働契約の期間が満了したとき･･･契約期間満了日。ただし、その翌日に新たに労働契約を締結したときは、引き続き雇用する。

(2) 本人が死亡したとき･･･死亡した日

(3) 休職期間が満了しても休職事由が消滅しないとき･･･期間満了の日

(4) 役員に就任したとき（役員兼務職員である場合を除く）･･･就任日の前日

(5) 職員の行方が不明となり、1ヵ月以上連絡がとれない場合であって、解雇手続をとらないとき･･･1ヵ月を経過した日

（ただし、災害等のやむを得ない事情がある場合は状況を勘案して休業等の扱いとする場合がある。）

(6) その他、退職につき労使双方が合意したとき･･･合意により決定した日

（定年退職）

第49条　職員の定年は、満65歳とし、定年に達した日の属する月の末日をもって退職とする。

（自己都合による合意退職）

第50条　職員が自己の都合により退職しようとするときは、原則として退職予定日の1ヵ月前までに、会に申し出なければならない。退職の申し出は、やむを得ない事情がある場合を除き、退職願を提出することにより行わなければならない。

2　退職の申し出が所属長により受理されたときは、会がその意思を承認したものとみなす。この場合、原則として職員はこれを撤回することはできない。

3　退職願が提出され会が承認したときは、会が退職日として承認した日を退職日とする。

4　退職を申し出た者は、退職日までの間に必要な業務の引継ぎを完了しなければならず、会と別段の合意をした場合を除き、退職日より遡って2週間は現実に就労し、引継ぎ等を行って業務に支障を生じさせないようにしなければならない。

（辞職）

第51条　前条の合意退職が成立しない場合、職員は民法第627条及び第628条の手続で、労働契約を終了させることができる。

2　前項の場合は原則として退職届を提出することにより雇用契約の解約の申入れを行い、申入れの日から2週間を経過することによって雇用契約は終了する。

（退職及び解雇時の手続）

第52条　職員が退職し、又は解雇された場合は、会から貸与された物品その他会に属する全てのものを直ちに返還し、会に債務があるときは退職又は解雇の日までに精算しなければならない。また、返還のないものについては、相当額を弁済しなければならない。

2　退職し、又は解雇された職員が、労働基準法に基づく退職証明書又は解雇理由証明書を請求したときは、会は遅滞なくこれを交付するものとする。

（退職金又は勤務功労金）

第53条　職員となった者は、退職金又は勤務功労金のいずれかを選択できる。

(1) 退職金　職員が次のいずれかの方法を指定し受領

① 中小企業退職金共済制度により退職金を積み立て、退職時に受領

② 第一号の月額掛け金と同額を当会の退職積立金額に積み立て、退職時に受領

(2) 勤務功労金　第一号の月額掛け金と同額を賃金と併せて勤務期間中毎月受領

（解雇）

第54条　職員が次のいずれかに該当するときは、30日前に予告して解雇するものとする。

(1) 勤務成績又は業務能力が著しく不良で、職員としてふさわしくないと認められたとき

(2) 刑法の定める犯罪に該当する行為を行ったとき、又は素行不良で職員としてふさわしくないと認められたとき

(3) 健康上の理由により、業務に耐えられないと認められたとき

(4) 事業の縮小、その他事業の運営上やむを得ない事情により、職員の減員が必要となったとき

(5) その他前各号に準ずるやむを得ない事情があるとき

（懲戒の種類）

第55条　会は、職員が次条のいずれかに該当する場合は、その情状に応じ、次の区分により懲戒を行う。

(1) けん責

始末書を提出させて、将来を戒める。

(2) 減給

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに賃金を減ずる。この場合、減給の額は1事案について平均賃金の1日分の半額とし、一賃金支払期間の減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超えないものとする。ただし、減給総額が当該賃金支払期間における賃金総額の10分の1を超える部分については、翌月以降の賃金を減ずる。

(3) 出勤停止

始末書を提出させて、将来を戒めるとともに、7労働日以内の期間を定めて出勤を停止し、その期間の賃金は支払わない。

(4) 諭旨解雇

懲戒解雇相当の事由がある場合で本人に反省が認められるときは、解雇事由に関し本人に説諭して解雇することがある。諭旨解雇となる者には、状況を勘案して退職金の一部を支給しないことがある。

(5) 懲戒解雇

予告期間を設けることなく即時解雇する。ただし、労基法 20 条 1 項ただし書の定める解雇予告除外事由がある場合には、解雇予告手当を支給しない。懲戒解雇となる者には、その状況を勘案し、退職金の全部又は一部を支給しない。

(懲戒の事由)

第56条 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、けん責、減給又は出勤停止に処する。

(1) 正当な理由なく無断欠勤をしたとき
(2) 正当な理由なくしばしば遅刻、早退をしたとき
(3) 過失により会に損害を与えた時
(4) 素行不良で会内の秩序及び風紀を乱したとき
(5) 第５条に違反したとき

2 従業員が次の各号のいずれかに該当するときは、その情状に応じ、諭旨解雇又は懲戒解雇に処する。ただし、反省が顕著に認められること等を勘案し、前項の処分にとどめることがある。

(1) 会の事業の受益者の権利を不当に侵害したとき
(2) 故意により会の物品を損壊し、会に重大な損害を与えたとき
(3) 自己又は第三者のために職員としての地位を不正に利用し、会に重大な損害を及ぼしたとき
(4) 会の名誉もしくは信用を著しく毀損する行為をし、又は会に重大な損害を与えたとき
(5) 支援者の個人情報等重要な情報を漏えいし、もしくは漏えいしようとし、会の名誉もしくは信用を棄損し、又は会に重大な損害を与えたとき
(6) 無許可で兼業し、会に重大な損害を与えたとき
(7) 第５条に違反し、その情状が悪質と認められる場合、又はそれらが再度に及んだ場合
(8) 業務上の指示又は会の諸規程に著しく違反した場合で行為態様が悪質なとき
(9) 前項各号の行為を反復し、指導にもかかわらず改善がみられないとき

(懲戒の手続)

第57条 事務局長は 、前条各号の懲戒事由の存在が疑われるときはその存否を確認するために、調査・認定委員会を設置することができる。調査・認定委員会は３名以上の職員で構成するものとする。事務局長は、外部専門家を調査・認定委員に選任することができる。

2 職員は、前条各号の懲戒事由の存在があると思料するときは、事務局長に対して調査・認定委員会の設置を請求することができる。事務局長は、特段の事由がない限り、調査・認定委員会の設置請求を拒むことはできない。

3　調査・認定委員会は、中立公正を旨とし、事実の認定を速やかに行い、事務局長に事実認定の結果を報告しなければならない。調査・認定委員会は事実認定のみを行うものとし、事案の評価を行ってはならない。

4　事務局長は、調査・認定委員会が懲戒事由に該当する事実があると認定したときは、その旨を理事長に報告しなければならない。

5　理事長は、前項の報告を受けたときは、第55条各号の懲戒処分を決定するために、懲戒委員会を設置しなければならない。懲戒委員会は理事及び監事を含む3名以上の役職員で構成するものとする。

6　理事長は懲戒委員会の決議に基づき懲戒処分を行うものとする。

7　会は、懲戒処分の内容、及び調査・認定委員会の事実認定の結果について、必要に応じて公表することができる。

附　則

実施　2002年4月1日

改訂　2003年4月1日

2005年7月25日

2007年5月16日

2011年9月1日

2013年3月29日

2013年10月25日

2017年5月1日（懲戒規定導入）

2018年4月1日（有給休暇分割付与、赴任準備休暇導入、リフレッシュ休暇導入）

2019年1月25日（フレックスタイム制導入）

2020年7月24日 給与締め日変更に伴う改訂

2023年12月28日　ハラスメントの定義をより具体的に追記、またそれに係る懲戒の事由を修正。赴任準備休暇適用拡大。時間外労働割増賃金の計算方法を一部修正。賃金から控除するものに住民税追加。定年引上げ。

2025年3月1日　服務遵守事項に行動基準を追加。子の看護休暇の取得事由追加。介護休暇導入。在宅勤務制度の導入（就業場所に関する条項を修正）。

2025年6月1日 ハラスメント禁止対象に受益者を追加。緊急支援出張手当導入。積立金制度を勤務功労金から退職金区分に変更。

2025年8月27日 秘密保持、契約期間、内定の取消、個人情報の扱い、海外駐在員扶養手当、退職関連、について追加。その他条文について一部加筆・修正。

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 難民を助ける会	事業年度	令和７年４月１日～令和８年３月 31 日

1　**資金に関する事項**［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第 54 条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第１項各号に対応しています。以下同じです。

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄附金	398,040,538 円
資産受贈益（物品切手等の現物寄附）	14,961,533 円
正会員収入	77,7000 円
協力会員収入	2,035,000 円
チャリティグッズ事業収入	14,544,718 円
受託・著作権収入	10,533,454 円
受取利息	176,511 円
受取配当金	1,260,000 円
補助金・助成金収入	1,123,756,947 円
雑収入（講演料原稿料、保険金収入等）	784,572 円
	円
	円
	円
	円
合計	1,570,590,012 円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

なし

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	618,995,912 円	海外事業　補助金
		389,819,062 円	国内外事業　助成金
		54,993,579 円	海外事業（スーダン）助成金
		29,406,494 円	草の根技術協力事業（カンボジア）助成金
		16,929,466 円	能登半島地震被災者支援事業助成金

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]	[redacted]	61,374,028 円	アフガニスタン・クナール県地震被災者に対する支援物資調達
		42,478,172 円	シリア難民への保護活動の業務委託
		38,786,198 円	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の業務委託
		23,739,634 円	ミャンマー子どもの未来プログラムの業務委託
		22,696,152 円	事務所家賃・管理費等

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
[redacted]		チャリティグッズ、チョコレート、石鹸、タオル等	令和 7.4.1 ～ 令和 8.3.31	定価	定価にて販売
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
[redacted]		会計顧問	令和 7.04.30	50,000 円	業務委託契約による
		〃	令和 7.05.30	50,000 円	〃
		〃	令和 7.06.30	50,000 円	〃
		〃	令和 7.07.31	50,000 円	〃
		〃	令和 7.08.29	50,000 円	〃
		〃	令和 7.09.30	50,000 円	〃
		〃	令和 7.10.31	50,000 円	〃
		〃	令和 7.11.28	50,000 円	〃
		〃	令和 7.12.30	50,000 円	〃
		〃	令和 8.01.30	50,000 円	〃
		〃	令和 8.02.27	50,000 円	〃
		〃	令和 8.03.31	50,000 円	〃
		就業規則・育休制度改訂	令和 7.10.16	187,000 円	業務委託契約による
		人事評価制度	令和 7.11.10	330,000 円	〃
		組織を育てるアンケート	令和 7.11.14	88,000 円	〃

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
[redacted]			役員報酬	令和７年４月１日 令和８年３月31日	7,992,000円
			給与	令和７年４月１日 令和８年３月31日	7,301,800円
			給与	令和７年４月１日 令和８年３月31日	947,000円
			給与	令和７年11月６日 令和８年３月31日	6,892,340円
			給与	令和７年４月１日 令和８年３月31日	[redacted]
			給与	令和７年４月１日 令和８年３月31日	

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
248人	511,253,967円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
別紙			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
		合計	円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実施日	使途	金額
. 別紙.		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円
. .		円

5　支出した寄附金に関する事項　　［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称	住　所　等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和7年4月8日	64,645 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年4月11日	366,000 円	東日本大震災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年4月15日	880,000 円	令和6年能登半島地震被災者　復旧工事費用　支援金
		令和7年4月15日	93,880 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年4月25日	848,850 円	令和6年能登半島地震被災者　床タイル貼り費用　支援金
		令和7年5月2日	598,724 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年5月2日	70,986 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年5月13日	200,000 円	令和6年能登半島地震被災者　車両購入費用　支援金
		令和7年5月13日	412,812 円	令和6年能登半島地震被災者　炊き出し費用　支援金
		令和7年5月14日	233,868 円	東日本大震災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年5月22日	132,671 円	令和6年能登半島地震被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年5月27日	1,175,900 円	令和6年能登半島地震被災者　建物修繕費用　支援金
		令和7年5月30日	68,150 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年5月30日	63,600 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年6月11日	1,125,978 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年6月16日	249,969 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年6月17日	54,760 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年6月25日	193,248 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年6月26日	600,000 円	令和6年能登半島地震被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年6月27日	520,000 円	令和6年能登半島地震被災者　改修工事費用　支援金
		令和7年7月4日	66,879 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年7月4日	69,920 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年7月11日	505,120 円	令和6年能登半島地震被災者　施設外周工事費用　支援金
		令和7年7月14日	198,559 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年7月15日	180,011 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年7月22日	267,997 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年7月24日	629,000 円	令和6年能登半島地震被災者　建物修繕費用　支援金
		令和7年7月24日	997,000 円	令和6年能登半島地震被災者　建物修繕費用　支援金
		令和7年7月28日	849,600 円	東日本大震災被災者　支援活動費用支援金
		令和7年7月28日	70,202 円	大船渡市山林火災被災者　炊き出し費用　支援金
		令和7年8月1日	70,527 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年8月12日	368,683 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年8月12日	197,614 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年8月20日	188,496 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年8月20日	65,993 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年8月22日	56,660 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年8月25日	1,544,327 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金

支出先の名称	住　所　等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和7年9月12日	187,257 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年9月12日	197,261 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年9月17日	194,160 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年9月22日	186,012 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年10月3日	63,801 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年10月9日	44,649 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年10月15日	175,352 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年10月20日	182,845 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年10月24日	92,000 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年10月31日	10,000,000 円	令和6年能登半島地震被災者　移転改修工事費用　支援金
		令和7年10月31日	1,168,216 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年11月5日	67,091 円	大船渡市山林火災被災者　炊き出し費用　支援金
		令和7年11月5日	63,904 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年11月14日	295,658 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年11月14日	80,563 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年11月27日	239,772 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年11月28日	54,513 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年12月11日	221,211 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年12月11日	190,915 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年12月11日	124,081 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年12月18日	90,010 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和7年12月23日	60,572 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和7年12月26日	4,000,000 円	令和6年能登半島地震被災者　建物修繕費用　支援金
		令和8年1月14日	241,391 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年1月15日	185,109 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年1月16日	256,154 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和8年1月21日	95,140 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年1月28日	287,000 円	令和6年能登半島地震被災者　防災用品費用　支援金
		令和8年1月28日	293,654 円	令和6年能登半島地震被災者　防災用品費用　支援金
		令和8年2月2日	1,886,535 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年2月2日	1,137,002 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年2月3日	61,479 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和8年2月13日	89,038 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年2月19日	154,300 円	大船渡市山林火災被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年2月20日	246,743 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和8年3月6日	63,334 円	東日本大震災広域避難者　交流会費用支援金
		令和8年3月6日	91,550 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年3月13日	235,825 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金

支出先の名称	住　所　等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和8年3月13日	42,457 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和8年3月16日	240,863 円	令和6年能登半島地震被災者　支援活動費用　支援金
		令和8年3月31日	238,097 円	令和6年能登半島地震被災者　イベント開催費用　支援金
		令和8年3月31日	262,552 円	大船渡市山林火災被災者　イベント開催費用　支援金
		令和7年4月4日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年4月8日	255,672 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年4月9日	164,900 円	東日本大震災被災者　備品寄贈
		令和7年4月11日	446,160 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年4月11日	25,472 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年4月11日	55,037 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年4月28日	23,100 円	東日本大震災被災者　避難所整備
		令和7年4月28日	151,250 円	東日本大震災被災者　避難所整備
		令和7年5月9日	2,423,129 円	令和6年能登半島地震被災者　車両寄贈
		令和7年5月9日	30,414 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年5月9日	20,542 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年5月9日	44,385 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年5月13日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年5月15日	238,590 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年5月22日	289,440 円	令和6年能登半島地震被災者　車両（保険）寄贈
		令和7年6月6日	44,000 円	大船渡市山林火災被災者　チラシ印刷
		令和7年6月9日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年6月10日	29,581 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年6月10日	63,914 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年6月11日	41,140 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年6月17日	890,000 円	令和6年能登半島地震被災者　車両寄贈
		令和7年6月25日	962,500 円	令和6年能登半島地震被災者　備品（コンテナハウス）寄贈
		令和7年6月26日	293,500 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年6月30日	105,380 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年6月30日	118,415 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年7月4日	82,150 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年7月8日	115,060 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年7月15日	85,229 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年7月15日	53,262 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年7月28日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年8月8日	40,700 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年8月20日	55,037 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年8月20日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈

支出先の名称	住　所　等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和7年9月3日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年9月11日	55,037 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年9月12日	152,790 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年9月18日	20,134 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年10月9日	53,262 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年10月15日	161,260 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年10月30日	11,000 円	令和6年能登半島地震被災者　トイレ汲み取り支援
		令和7年11月7日	88,776 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年11月13日	95,066 円	令和6年能登半島地震被災者　備品寄贈
		令和7年12月1日	119,020 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年12月9日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和7年12月18日	41,140 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和7年12月23日	791,274 円	令和6年能登半島地震被災者　防災用品寄贈
		令和8年1月8日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和8年1月16日	85,360 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和8年2月10日	1,350,000 円	東日本大震災被災者　車両寄贈
		令和8年2月13日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和8年2月27日	6,476,030 円	令和6年能登半島地震被災者　改修工事支援
		令和8年3月13日	44,388 円	東日本大震災被災者　飲料水寄贈
		令和8年3月17日	79,090 円	令和6年能登半島地震被災者　家電寄贈
		令和8年3月31日	182,610 円	令和6年能登半島地震被災者　防災倉庫寄贈
		令和8年3月31日	193,610 円	令和6年能登半島地震被災者　防災倉庫寄贈
合計			55,915,993 円	

6　海外への送金等に関する事項
［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年4月1日	トルコ事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,046,640 円
令和7年4月1日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和7年4月3日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	9,900.00	1,504,305 円
令和7年4月3日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	6,000.00	972,660 円
令和7年4月3日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	10,000.00	1,621,100 円
令和7年4月3日	バングラデシュ事業の法・税務手続きに関わる委託費として、[redacted](コンサルタント会社)へ支払い	USD	2,362.00	350,827 円
令和7年4月4日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	13,400.00	2,036,130 円
令和7年4月4日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	6,700.00	1,018,065 円
令和7年4月4日	ヤンゴン事務所の活動資金として	JPY	750,000	750,000 円
令和7年4月4日	ヤンゴン事務所の活動資金として	JPY	750,000	750,000 円
令和7年4月4日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted]（賃貸業者）へ支払い	USD	5,400.00	792,342 円
令和7年4月7日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,464,800 円
令和7年4月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	9,500.00	1,401,250 円
令和7年4月9日	ミャンマー地震緊急支援として、[redacted]（ジェネレーター小売業者）へ支払い	USD	5,800.00	847,264 円
令和7年4月10日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	9,900.00	1,460,250 円
令和7年4月11日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	EUR	50,911.96	8,316,468 円
令和7年4月14日	スーダン事務所の活動資金として	USD	5,000.00	719,650 円
令和7年4月15日	ケニア事務所の活動資金として	USD	4,000.00	577,360 円
令和7年4月15日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、[redacted](コンサルタント会社)へ支払い	USD	500.00	72,170 円
令和7年4月16日	レバノン国内避難民およびホストコミュニティ住民への人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	94,820.00	13,618,996 円
令和7年4月17日	カブール事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,296,900 円
令和7年4月17日	カブール事務所の活動資金として	USD	50,000.00	7,161,500 円
令和7年4月17日	カブール事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,432,300 円
令和7年4月17日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	250,000.00	35,870,000 円
令和7年4月17日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted](賃貸業者）へ支払い	USD	3,536.00	507,345 円
令和7年4月18日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	USD	2,320.50	332,202 円
令和7年4月18日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	USD	994.50	142,372 円
令和7年4月21日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	21,580.00	3,068,028 円
令和7年4月21日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted]現地団体)へ支払い	USD	1,511.00	214,819 円
令和7年4月22日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	42,255.58	5,985,925 円
令和7年4月23日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	299,000.00	4,394,330 円
令和7年4月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	19,900.00	2,911,750 円
令和7年5月7日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和7年5月7日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	2,000.00	326,460 円
令和7年5月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	8,000.00	1,149,840 円
令和7年5月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	6,000.00	864,540 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年5月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,008,630 円
令和7年5月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	5,000.00	718,650 円
令和7年5月7日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	29,900.00	4,262,843 円
令和7年5月7日	パアン事務所の活動資金として	USD	5,100.00	727,107 円
令和7年5月7日	パアン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,425,700 円
令和7年5月8日	パアン事務所の活動資金として	USD	32,600.00	4,731,564 円
令和7年5月8日	パアン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,451,400 円
令和7年5月8日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,902,800 円
令和7年5月12日	ケニア事務所の活動資金として	USD	5,000.00	733,300 円
令和7年5月12日	モルドバ事務所の活動資金として	USD	5,000.00	723,210 円
令和7年5月12日	モルドバ事務所の活動資金として	USD	5,015.00	831,082 円
令和7年5月12日	モルドバ事務所の活動資金として	MDL	192.05	1,595 円
令和7年5月13日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,229,000 円
令和7年5月14日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	120,000.00	17,763,600 円
令和7年5月14日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	5,000.00	740,150 円
令和7年5月14日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	7,800.00	1,154,634 円
令和7年5月14日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	9,800.00	1,450,694 円
令和7年5月19日	パアン事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,737,250 円
令和7年5月19日	パアン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,453,800 円
令和7年5月19日	パアン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,453,800 円
令和7年5月21日	ウクライナ難民およびホストコミュニティ住民への保護活動および保護メカニズムの強化の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	EUR	29,956.74	4,912,905 円
令和7年5月23日	レバノン国内避難民およびホストコミュニティ住民への人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	57,780.00	8,355,565 円
令和7年5月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,384,500 円
令和7年5月30日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和7年5月30日	パアン事務所の活動資金として	USD	6,000.00	868,740 円
令和7年5月30日	パアン事務所の活動資金として	USD	19,000.00	2,751,010 円
令和7年5月30日	パアン事務所の活動資金として	USD	3,000.00	434,370 円
令和7年5月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	12,000.00	1,737,480 円
令和7年5月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,447,900 円
令和7年5月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	3,500.00	506,765 円
令和7年5月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	5,000.00	723,950 円
令和7年6月6日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	9,000.00	1,300,140 円
令和7年6月6日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,013,320 円
令和7年6月6日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,447,600 円
令和7年6月6日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	8,000.00	1,155,680 円
令和7年6月6日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,889,200 円
令和7年6月6日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,444,600 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年6月9日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	2,900.00	481,864 円
令和7年6月9日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	1,200.00	199,392 円
令和7年6月11日	メヘバ事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,019,480 円
令和7年6月11日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、[redacted](コンサルタント会社)へ支払い	USD	1,000.00	145,640 円
令和7年6月17日	スーダン事務所の活動資金として	USD	6,000.00	874,680 円
令和7年6月20日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	4,000.00	584,200 円
令和7年6月20日	カブール事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,651,250 円
令和7年6月25日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted](賃貸業者）へ支払い	USD	8,100.00	1,183,167 円
令和7年6月26日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,410,600 円
令和7年6月26日	パアン事務所の活動資金として	USD	4,250.00	624,835 円
令和7年6月30日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	2,409.64	351,349 円
令和7年6月30日	障がい者を含む生活困窮者の生活状況の改善事業の委託費として、[redacted](現地障がい児施設）への支払い	USD	2,409.64	351,349 円
令和7年7月1日	ウクライナ・ミコライウ州における地雷等爆発物による被害を受けたコミュニティに対する障がいインクルーシブな復興支援事業の委託費として、[redacted](コンサルタント）へ支払い	USD	2,640.00	381,189 円
令和7年7月2日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,373,100 円
令和7年7月2日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	6,000.00	874,620 円
令和7年7月2日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	24,000.00	3,498,480 円
令和7年7月2日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	22,984.00	3,325,325 円
令和7年7月7日	ミャンマーにおけるINGO会費として、[redacted]へ支払い	USD	800.00	116,088 円
令和7年7月7日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	USD	1,547.00	224,485 円
令和7年7月7日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	USD	663.00	96,207 円
令和7年7月8日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	35,000.00	5,101,950 円
令和7年7月8日	スーダン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,467,900 円
令和7年7月8日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	9,000.00	1,321,110 円
令和7年7月8日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	6,000.00	882,300 円
令和7年7月8日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,201,850 円
令和7年7月8日	パアン事務所の活動資金として	MMK	273,000.00	16,380 円
令和7年7月8日	障がい者を含む生活困窮者の生活状況の改善事業の委託費として、[redacted](現地障がい児施設）への支払い	USD	39,668.36	5,833,232 円
令和7年7月10日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	8,000.00	1,172,720 円
令和7年7月10日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	1,650.00	284,262 円
令和7年7月10日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	2,400.00	413,472 円
令和7年7月15日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	7,400.00	1,283,086 円
令和7年7月15日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	2,600.00	450,814 円
令和7年7月15日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted](賃貸業者）へ支払い	USD	2,700.00	401,463 円
令和7年7月16日	カブール事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,995,000 円
令和7年7月16日	カブール事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,497,500 円
令和7年7月16日	カブール事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,497,500 円
令和7年7月16日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,497,500 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年7月16日	ウクライナにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、[redacted](協力団体)へ支払い	USD	40,000.00	5,990,000 円
令和7年7月17日	ケニア事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,492,100 円
令和7年7月17日	アフガニスタンにおける包括的地雷対策の印刷費として、[redacted](印刷業者) へ支払い	USD	32,126.00	4,793,520 円
令和7年7月23日	カンボジア事務所の活動資金として	KHR	100.00	3 円
令和7年7月23日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	5,200.00	765,336 円
令和7年7月23日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted]現地団体)へ支払い	USD	8,200.00	1,206,876 円
令和7年7月25日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	1,334.64	198,087 円
令和7年7月28日	アフガニスタンにおける包括的地雷対策のパネル製作費として、[redacted](印刷業者) へ支払い	USD	18,963.00	2,815,436 円
令和7年7月28日	ウクライナ事業の法的手続きに関わる委託費として、[redacted](コンサルタント会社)へ支払い	USD	500.00	74,235 円
令和7年7月29日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	3,000.00	519,270 円
令和7年7月29日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	3,000.00	519,270 円
令和7年7月29日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	15,000.00	2,596,350 円
令和7年7月29日	アフガニスタンにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、[redacted](協力団体)へ支払い	USD	22,500.00	3,357,900 円
令和7年7月30日	障がい者と高齢者のための個別医療・保護支援として、[redacted](リハビリ機器調達業者) へ支払い	EUR	37,539.00	6,474,351 円
令和7年8月5日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	17,500.00	2,589,650 円
令和7年8月7日	カブール事務所の活動資金として	USD	55,000.00	8,160,350 円
令和7年8月7日	カブール事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,967,400 円
令和7年8月7日	カブール事務所の活動資金として	USD	5,000.00	741,850 円
令和7年8月7日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	5,000.00	741,850 円
令和7年8月7日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,709,250 円
令和7年8月7日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	5,000.00	741,850 円
令和7年8月7日	スーダン事務所の活動資金として	USD	5,000.00	741,850 円
令和7年8月7日	トルコ事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,045,730 円
令和7年8月8日	ケニア事務所の活動資金として	USD	7,500.00	1,109,700 円
令和7年8月18日	バングラデシュのロヒンギャ難民支援の委託費として、[redacted](現地協力団体) へ支払い	USD	6,012.00	890,978 円
令和7年8月19日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	10,000.00	1,734,300 円
令和7年8月19日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	3,000.00	520,290 円
令和7年8月19日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,972,000 円
令和7年9月2日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	EUR	35,258.52	6,116,295 円
令和7年9月4日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	12,500.00	1,859,000 円
令和7年9月4日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,974,400 円
令和7年9月8日	ケニア事務所の活動資金として	USD	1,500.00	223,755 円
令和7年9月9日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	20,000.00	2,961,400 円
令和7年9月10日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,482,200 円
令和7年9月10日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,482,200 円
令和7年9月10日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted](調達業者) へ支払い	USD	78,504.00	11,635,862 円
令和7年9月10日	現地団体の育成を通じたシリア難民の保護活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	20,813.00	3,091,146 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年9月11日	ウクライナ・ミコライウ州における地雷等爆発物による被害を受けたコミュニティに対する障がいインクルーシブな復興支援事業の委託費として、[redacted]（コンサルタント）へ支払い	USD	2,250.00	333,585 円
令和7年9月12日	スーダン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,440,000 円
令和7年9月12日	スーダン事務所の活動資金として	USD	22,000.00	3,256,000 円
令和7年9月17日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	150,000.00	22,087,500 円
令和7年9月17日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	4,000.00	699,360 円
令和7年9月17日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,223,880 円
令和7年9月17日	障がい者と高齢者のための個別医療・保護支援として、[redacted]（リハビリ機器調達業者）へ支払い	EUR	37,539.00	6,563,318 円
令和7年9月17日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	USD	21,127.78	3,111,065 円
令和7年9月22日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,486,100 円
令和7年9月24日	カブール事務所の活動資金として	USD	40,000.00	5,942,000 円
令和7年9月24日	カブール事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,713,750 円
令和7年9月24日	カブール事務所の活動資金として	USD	11,000.00	1,634,050 円
令和7年9月24日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和7年9月25日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	40,015.00	5,981,041 円
令和7年9月26日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted]（事務所オーナー）へ支払い	USD	3,315.00	498,874 円
令和7年9月30日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	EUR	10,633.79	1,866,442 円
令和7年10月1日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	34,000.00	5,072,120 円
令和7年10月6日	トルコ事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,508,400 円
令和7年10月8日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	6,000.00	1,070,700 円
令和7年10月8日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,249,150 円
令和7年10月8日	スーダン事務所の活動資金として	USD	29,500.00	4,513,795 円
令和7年10月8日	パアン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,519,000 円
令和7年10月9日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,074,080 円
令和7年10月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	40,000.00	6,149,600 円
令和7年10月9日	パアン事務所の活動資金として	USD	26,000.00	3,997,240 円
令和7年10月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,076,180 円
令和7年10月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	1,000.00	153,740 円
令和7年10月10日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	12,000.00	1,845,480 円
令和7年10月14日	アフガニスタンにおける包括的地雷対策の印刷費として、[redacted]（印刷業者）へ支払い	USD	21,227.00	3,251,764 円
令和7年10月14日	アフガニスタンにおける地雷・不発弾除去活動の委託費として、[redacted]（協力団体）へ支払い	USD	22,500.00	3,446,775 円
令和7年10月15日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	20,000.00	3,047,400 円
令和7年10月17日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	3,240.00	489,726 円
令和7年10月20日	カブール事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,792,500 円
令和7年10月20日	カブール事務所の活動資金として	USD	5,000.00	758,500 円
令和7年10月24日	ドゥシャンベ事務所の活動資金として	USD	5,000.00	766,950 円
令和7年10月24日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	EUR	35,258.52	6,291,177 円
令和7年10月28日	モルドバ事務所の活動資金として	USD	10,221.00	1,582,802 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年11月5日	パアン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,634,400 円
令和7年11月5日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,317,200 円
令和7年11月5日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	5,000.00	772,400 円
令和7年11月6日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	100,000.00	15,474,000 円
令和7年11月7日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	13,000.00	2,003,300 円
令和7年11月7日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	8,000.00	1,422,640 円
令和7年11月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	29,000.00	4,466,340 円
令和7年11月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	8,500.00	1,311,550 円
令和7年11月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	14,000.00	2,160,200 円
令和7年11月7日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	500.00	77,050 円
令和7年11月7日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,244,810 円
令和7年11月10日	ケニア事務所の活動資金として	USD	5,500.00	847,550 円
令和7年11月12日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	5,000.00	770,500 円
令和7年11月12日	モルドバ事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,086,855 円
令和7年11月12日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	3,000.00	544,200 円
令和7年11月12日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	899.00	138,535 円
令和7年11月12日	シリア国内の障がい児の保護環境の改善活動の委託費として、[redacted](現地団体)へ支払い	USD	879.00	135,453 円
令和7年11月14日	アフガニスタンにおける包括的地雷対策のパネル製作費として、[redacted](印刷業者）へ支払い	USD	18,963.00	2,947,608 円
令和7年11月14日	バングラデシュのロヒンギャ難民支援の委託費として、[redacted](協力団体)への支払い	USD	20,000.00	3,108,800 円
令和7年11月20日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	1,500.00	237,435 円
令和7年11月28日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted](調達業者）へ支払い	USD	7,528.00	1,184,380 円
令和7年11月28日	台湾地震被災者に対する人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	TWD	600,000.00	3,152,916 円
令和7年11月28日	シリア事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	EUR	15,000.00	2,745,000 円
令和7年12月2日	パアン事務所の活動資金として	USD	18,000.00	2,843,460 円
令和7年12月5日	パアン事務所の活動資金として	USD	13,000.00	2,029,820 円
令和7年12月5日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,561,400 円
令和7年12月5日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	17,000.00	2,654,380 円
令和7年12月5日	障がい者を含む生活困窮者の生活状況の改善事業の委託費として、[redacted]（現地障がい児施設）への支払い	USD	33,610.00	5,247,865 円
令和7年12月9日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	5,000.00	913,200 円
令和7年12月9日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,278,480 円
令和7年12月9日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	14,500.00	2,272,585 円
令和7年12月9日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	36,000.00	5,642,280 円
令和7年12月9日	スーダン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,567,300 円
令和7年12月10日	バングラデシュのロヒンギャ難民支援の委託費として、[redacted](協力団体)への支払い	USD	20,000.00	3,157,800 円
令和7年12月11日	カブール事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,914,250 円
令和7年12月11日	カブール事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,348,550 円
令和7年12月11日	カブール事務所の活動資金として	USD	5,000.00	782,850 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和7年12月11日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	21,127.78	3,307,976 円
令和7年12月15日	ケニア事務所の活動資金として	USD	2,500.00	391,800 円
令和7年12月15日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted]事務所オーナー)へ支払い	USD	1,105.00	173,175 円
令和7年12月16日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,092,840 円
令和7年12月17日	シリア障がい者支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	USD	7,483.00	1,165,177 円
令和7年12月19日	レバノン国内避難民およびホストコミュニティ住民への人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	6,030.00	943,996 円
令和7年12月22日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	2,208.30	350,390 円
令和8年1月8日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	17,000.00	2,678,350 円
令和8年1月8日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和8年1月9日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	6,000.00	948,840 円
令和8年1月9日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	12,000.00	1,897,680 円
令和8年1月9日	スーダン事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,367,600 円
令和8年1月16日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	5,000.00	926,200 円
令和8年1月16日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,296,680 円
令和8年1月16日	ケニア事務所の活動資金として	USD	11,300.00	1,802,011 円
令和8年1月16日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	25,000.00	3,986,750 円
令和8年1月16日	アフガニスタンにおける包括的地雷対策の印刷費として、[redacted]（印刷業者）へ支払い	USD	6,373.00	1,016,302 円
令和8年1月16日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	3,136.00	500,097 円
令和8年1月16日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	85,808.00	13,683,801 円
令和8年1月20日	パアン事務所の活動資金として	USD	40,000.00	6,367,600 円
令和8年1月20日	パアン事務所の活動資金として	USD	20,000.00	3,183,800 円
令和8年1月20日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,591,900 円
令和8年1月20日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted]（賃貸業者）へ支払い	USD	720.00	114,616 円
令和8年1月20日	ミャンマー事務所駐在員の宿舎料として、[redacted]（賃貸業者）へ支払い	USD	1,980.00	315,196 円
令和8年1月21日	パアン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,596,500 円
令和8年1月21日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	200.00	31,930 円
令和8年1月30日	現地団体の能力強化を通じたシリア難民支援の委託費として、[redacted]（コンサルタント）へ支払い	USD	2,400.00	370,464 円
令和8年1月30日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	2,100.00	324,618 円
令和8年2月3日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,697,400 円
令和8年2月3日	パアン事務所の活動資金として	JPY	1,500,000	1,500,000 円
令和8年2月3日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	3,136.00	490,156 円
令和8年2月3日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	85,809.00	13,411,946 円
令和8年2月3日	障がい者を含む生活困窮者の生活状況の改善事業の委託費として、[redacted]（現地障がい児施設）への支払い	USD	78,600.00	12,307,188 円
令和8年2月6日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,367,300 円
令和8年2月6日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,362,800 円
令和8年2月6日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	6,000.00	1,114,260 円
令和8年2月9日	パアン事務所の活動資金として	USD	22,000.00	3,474,680 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和8年2月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	23,000.00	3,632,620 円
令和8年2月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	36,000.00	5,685,840 円
令和8年2月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	18,600.00	2,684,980 円
令和8年2月9日	パアン事務所の活動資金として	USD	1,600.00	252,704 円
令和8年2月10日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,568,700 円
令和8年2月10日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	3,258.00	512,059 円
令和8年2月12日	ケニア事務所の活動資金として	USD	3,100.00	477,493 円
令和8年2月12日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	23,000.00	3,637,910 円
令和8年2月19日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	3,136.00	487,616 円
令和8年2月19日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	85,809.00	13,342,441 円
令和8年2月20日	カブール事務所の活動資金として	USD	5,000.00	779,250 円
令和8年2月20日	カブール事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,337,750 円
令和8年2月24日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	EUR	16,172.50	2,969,271 円
令和8年2月24日	ミャンマーにおけるINGO会費として、[redacted]へ支払い	USD	800.00	124,448 円
令和8年2月26日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	2,988.00	469,653 円
令和8年3月2日	イスラマバード事務所の活動資金として	USD	17,000.00	2,673,080 円
令和8年3月2日	カブール事務所の賃貸料として、[redacted](事務所オーナー)へ支払い	USD	3,105.00	488,230 円
令和8年3月3日	ドゥシャンベ事務所の活動資金として	USD	17,000.00	2,689,400 円
令和8年3月3日	アフガニスタン・クナール県における地震被害者への緊急支援物資の配付として、[redacted]（調達業者）へ支払い	USD	4,151.00	656,688 円
令和8年3月3日	バングラデシュのロヒンギャ難民支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	USD	6,012.00	951,098 円
令和8年3月4日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	18,000.00	2,856,060 円
令和8年3月4日	パアン事務所の活動資金として	USD	2,000.00	317,340 円
令和8年3月5日	シリア障がい者支援の委託費として、[redacted]（現地協力団体）へ支払い	USD	12,840.00	2,024,354 円
令和8年3月6日	モルドバ事務所の活動資金として	EUR	7,000.00	1,286,950 円
令和8年3月6日	ウガンダ事務所の活動資金として	USD	7,500.00	1,186,125 円
令和8年3月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,597,100 円
令和8年3月9日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	5,000.00	798,550 円
令和8年3月9日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	1,000.00	159,710 円
令和8年3月9日	ウクライナ事務所の活動資金として	EUR	4,000.00	735,200 円
令和8年3月9日	スーダン事務所の活動資金として	USD	30,000.00	4,782,300 円
令和8年3月9日	スーダン事務所の活動資金として	USD	7,000.00	1,115,870 円
令和8年3月10日	ウクライナ国内避難民等への緊急人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	5,185.76	821,579 円
令和8年3月10日	レバノン国内避難民およびホストコミュニティ住民への人道支援の委託費として、[redacted](現地協力団体)へ支払い	USD	3,000.00	475,290 円
令和8年3月13日	ケニア事務所の活動資金として	USD	5,000.00	799,800 円
令和8年3月13日	イスタンブール事務所の活動資金として	USD	22,000.00	3,519,120 円
令和8年3月17日	カンボジア事務所の活動資金として	USD	15,000.00	2,401,050 円
令和8年3月17日	バングラデシュ事業の法・税務手続きに関わる委託費として、[redacted](コンサルタント会社)へ支払い	USD	2,362.00	378,085 円

実　施　日	使　　途	金　　額		
令和8年3月17日	グローバル戦略サポートの委託費として、[redacted]（コンサルタント）へ支払い	USD	4,500.00	720,315 円
令和8年3月17日	ミャンマー事務所の活動資金として	USD	480.00	76,977 円
令和8年3月19日	ヤンゴン事務所の活動資金として	USD	19,000.00	3,056,910 円
令和8年3月19日	パアン事務所の活動資金として	USD	10,000.00	1,608,900 円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✔

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和7年4月1日～令和8年 3月31日	22人	0人	0%	3人	13.6 %
ⓑ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓒ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓓ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓔ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
ⓕ	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条・５１条・５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人難民を助ける会	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申　請　時
役　員　数		22人	人	人	人	人	人	人
⑴ 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		人	人	人	人	人	人	人
⑵ 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就　任　等　の　状　況							
				ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	轄講	就任・退任年月日
志邨 有紀枝 （長 有紀枝）	[redacted]	理事	[redacted]	○							H20/7/1 就任
高橋 敬子		理事		○							H12/10/27 就任
堀江 良彰		理事		○							H16/6/19 就任
鷲田 眞理 （鷲田 マリ）		理事		○							H12/10/27 就任
黒川 多喜子 （加藤 タキ）		理事		○							H16/6/19 就任
杉田 洋一		理事		○							H16/6/19 就任
加藤 勉		理事		○							H19/6/25 就任
郷農 彬子		理事		○							H19/6/25 就任
谷川 真理		理事		○							H19/6/25 就任
三好 秀和		理事		○							H19/6/25 就任
森 絵里咲 （森 スワン）		理事		○							H21/6/25 就任
伊藤 美智子 （田畑 美智子）		理事		○							H25/6/25 就任
名取 郁子		理事		○							H25/6/25 就任
忍足 謙朗		理事		○							H27/6/13 就任

河野 眞	[redacted]	理事	[redacted]	○							H27/6/13 就任
沼田 美穂		理事		○							H29/6/17 就任
杉浦 千晶 (古川 千晶)		理事		○							R3/6/26 就任
水鳥 真美		理事		○							R6/6/29 就任
根岸 有紀		理事		○							R7/6/30 就任
山口 明彦		監事		○							H21/6/25 就任 R 8/6/30 退任
菅沼 真理子		監事		○							H21/6/25 就任
田中 弥生		監事		○							R/7/6/30 就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月18日

特定非営利活動法人　難民を助ける会

理事長　堀江　良彰　殿

[redacted]

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

[redacted]

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人難民を助ける会の2025年4月1日から2026年3月31日までの2025年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、活動計算書及び計算書類に対する注記並びに財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類及び財産目録が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産、損益（正味財産増減）の状況を、全ての重要な点において、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－計算書類及び財産目録作成の基礎

計算書類に対する注記に記載のとおり、計算書類及び財産目録は、所管官庁に提出するために、「ＮＰＯ法人会計基準」の規定に従い作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した計算書類等を含む開示書類に含まれる情報のうち、計算書類等及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

計算書類等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠して計算書類及び財産目録を作成し適正に表示することにあり、また、計算書類及び財産目録の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。これには、不正又は誤謬によ

る重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、計算書類に対する注記に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金入出金伝票	単票	随時	７年
総勘定元帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	７年
売上伝票	販売管理ソフト（弥生販売）使用 電子データ保管	随時	７年
仕入伝票	販売管理ソフト（弥生販売）使用 電子データ保管	随時	７年
仕訳日記帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	７年
固定資産台帳	会計ソフト（PCA 公益法人会計）使用 ルーズリーフ	随時	７年
貯蔵品台帳及び 棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	随時	７年
賃金台帳	給与ソフト（弥生給与）使用 ルーズリーフ	月１回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）　（初葉）

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会	チェック欄
４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと		✔

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会	ﾁｪｯｸ欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ　助成の実績を記載した書類		✔

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✔

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有　・　(無)	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	年　月　日

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人　難民を助ける会	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

✔

1　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 (注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等 (注2)

2　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

3　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

4　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

5　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

6　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)